

# 予算の要領の公表

宮 崎 県



**令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第12号）**

令和3年度宮崎県の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,624,078千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 662,713,676千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月25日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前額 の	補正額	計
9 国庫支出金		千円 138,713,154	千円 8,624,078	千円 147,337,232
	2 国庫補助金	99,276,093	8,624,078	107,900,171
歳 入 合 計		654,089,598	8,624,078	662,713,676

歳 出				
款	項	補 正 前 額 の	補 正 額	計
4 衛 生 費		千円 48,914,163	千円 8,471,164	千円 57,385,327
	1 公 衆 衛 生 費	31,747,412	8,471,164	40,218,576
7 商 工 費		58,518,071	152,914	58,670,985
	1 商 業 費	48,884,068	152,914	49,036,982
歳 出 合 計		654,089,598	8,624,078	662,713,676

一般会計



## 専決処分の承認を求めることについて

次に掲げる事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

- 1 令和 3 年度宮崎県一般会計補正予算（第 9 号）

令和 3 年 8 月 25 日提出

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

専決処分の承認を求めることについて





(別紙)

**令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第9号)**

令和3年度宮崎県の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,704,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ651,706,558千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月6日専決

宮崎県知事 河野俊嗣

(別紙) 令和3年度一般会計補正予算(第9号)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前額 の	補正額	計
9 国庫支出金		千円 135,956,342	千円 1,519,050	千円 137,475,392
	2 国庫補助金	96,519,281	1,519,050	98,038,331
12 繰入金		30,527,330	185,250	30,712,580
	2 基金繰入金	28,894,930	185,250	29,080,180
歳入合計		650,002,258	1,704,300	651,706,558

歳 出				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 衛 生 費		千円 45,821,161	千円 1,704,300	千円 47,525,461
	1 公 衆 衛 生 費	28,654,410	1,704,300	30,358,710
歳 出 合 計		650,002,258	1,704,300	651,706,558

(別紙) 令和三年度一般会計補正予算(第九号)



## 専決処分の承認を求めることについて

次に掲げる事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

- 1 令和 3 年度宮崎県一般会計補正予算（第10号）

令和 3 年 8 月 25 日提出

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

専決処分の承認を求めることについて



(別紙)

**令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第10号)**

令和3年度宮崎県の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 994,338千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 652,700,896千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月13日専決

宮崎県知事 河野俊嗣

(別紙) 令和3年度一般会計補正予算(第10号)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前額 の	補正額	計
12 繰入金		千円 30,712,580	千円 994,338	千円 31,706,918
	2 基金繰入金	29,080,180	994,338	30,074,518
歳入合計		651,706,558	994,338	652,700,896



歳 出				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 商 工 費		千円 57,523,733	千円 994,338	千円 58,518,071
	1 商 業 費	47,889,730	994,338	48,884,068
歳 出 合 計		651,706,558	994,338	652,700,896

(別紙) 令和三年度一般会計補正予算(第十号)



## 専決処分の承認を求めることについて

次に掲げる事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

- 1 令和 3 年度宮崎県一般会計補正予算（第11号）

令和 3 年 8 月 25 日提出

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

専決処分の承認を求めることについて



(別紙)

**令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第11号)**

令和3年度宮崎県の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,388,702千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ654,089,598千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月14日専決

宮崎県知事 河野俊嗣

(別紙) 令和3年度一般会計補正予算(第11号)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前額 の	補正額	計
9 国庫支出金		千円 137,475,392	千円 1,237,762	千円 138,713,154
	2 国庫補助金	98,038,331	1,237,762	99,276,093
12 繰入金		31,706,918	150,940	31,857,858
	2 基金繰入金	30,074,518	150,940	30,225,458
歳入合計		652,700,896	1,388,702	654,089,598

歳 出				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 衛 生 費		千円 47,525,461	千円 1,388,702	千円 48,914,163
	1 公 衆 衛 生 費	30,358,710	1,388,702	31,747,412
歳 出 合 計		652,700,896	1,388,702	654,089,598

(別紙) 令和三年度一般会計補正予算(第十一号)